

NPO法人 四日市農地活用協議会 について

1 設立の経緯及び目的について

経緯

平成15年7月 当時の四日市市商工農水部長より、当時市民活動に関わっていた現法人代表理事に、耕作放棄地の活用についての提言を求められ、農業関係者ではなく、いわば市民の立場で、食や市民活動に関わっていた数名に呼びかけて任意団体の四日市農地活用協議会を発足

以後、同部農林水産課（現農水振興課）と協議を重ねたが、議論よりも実際に耕作放棄地を耕すことにより活用を考えるべきとの結論にいたり、市に耕作放棄地の斡旋を依頼

平成15年12月 市農業委員会より現第1農園（4882平方メートル）の紹介を受け、地権者、市農林水産課、利用者代表者（四日市農地活用協議会）の3者で、利用に関する覚書を交わした。地権者が農園を開設する根拠の特定農地貸付法は、四日市市では受け皿を法人に限っていたので、覚書による農園利用方式による。農地はそれまでの除草の経費がいらなくなるということで、無償で借り受けることとなった。

平成16年2月 市広報誌およびチラシ等で耕作希望者を募集開始 1区画66平方メートルで全46区画を準備

平成16年4月 応募者自身により区画を整備し、以後各自耕作を開始

平成18年9月 市の市民菜園整備事業費補助金により水道を整備

平成19年2月 空き区画がほぼなくなってきたので第2農園用農地の斡旋を市に依頼

平成19年3月 本会がNPO法人申請中を受け、特定農地貸付法に基づき、第2農園・18区画を開設（1589平方メートル）

平成19年4月 NPO法人登記

平成20年7月 市補助金及び民間のセブンイレブンみどりの基金の補助金を得て、第2農園の拡張（3342平方メートル拡張し計4931平方メートル、18区画から44区画に）と水道を整備、第1第2共用の中古軽トラックを購入

目的

いきさつからすれば、農業にはいわば素人の市民の手で、耕作放棄地を活用することを目的としています。しかし、実際の利用者はそのような目的はあまり意識しておらず、各々が、定年退職前後の趣味としてまた生き甲斐づくりの場として、あるいは安全安心な食物への関心から、値打ちに野菜を入手したい、あるいは子や孫たちへの情操教育等を動機とし目的としているのが現実です。後で述べますが、そこにこの活動を拡大するにあたっての問題があります。

3 市民農園の利用方法について

対象者

後述の遵守事項を守る以外に特に条件は設定しておらず、四日市市民に限ってもいません。実際にはほとんどが四日市市内で特に近隣の住宅団地の住人が大半で、数名が隣の市町の住人です。

期間

地権者から借上期間は自動延長となっています。地権者へは、第2農園の大半を占める地権者1名に税金分をお支払しているほかは、無償で借り受けています

利用者は年度（4月から翌年3月）毎に更新としています。

費用負担

1区画66平方メートル（20坪）につき年間4000円で、年度途中入会の場合は入会時期に応じて減額しています。（別紙会員募集参照）

この額は非常に安く設定しています。本農園を開設した時点では市営の市民菜園が16.5平方メートル（5坪）で年間4000円でした。しかしそれはすぐにでも種が播ける状態に整備され水道も用意されたものでした。第1農園として農業委員から斡旋された時点ではその土地は、木こそ生えていませんでしたが、笹やぶに雑草が生い茂っており、しかも粘土質で、地目は農地でしたが、とてもそのようにいえる代物ではありませんでした。いわば開墾から始めなければならない状態で、例え失敗しても、ドブに捨てたとあきらめることができるだろう金額ということで上述のように設定しました。

現在この会費で、水道代、消耗品（燃料、草刈機歯等）、広報費（ホームページ、チラシ）、修繕費（草刈機、耕運機、軽トラック）等の経費を賄っています。水道を整備するにあたり半額補助に対する自己負担金もこのなかから捻出してきましたが、現在このような設備的経費に割けるだけの余裕がなくなっているのが現状です。

遵守事項

無農薬、無化学肥料を厳守のことが本会の一番大事なルールです。

他に、地権者との間で、樹木は植えてはいけない、ススキやセイタカアワダチソウ等を生やしてはいけない、等のルールがあります。（別紙会員募集参照）

4 市民農園の利用状況及び利用者の意見について

第1農園は46区画、第2農園は44区画、計90区画を整備しましたが、現在、空き区画はありません。希望者や問い合わせが多くありますが、お断りしている状況です。

利用者は、当初は定年前後の者が大半を占めていましたが、現在では、子どもや幼児を

抱えた若い夫婦が多く参加しています。

月に1回、定例会と称し、共用部分や駐車場の草刈り等の作業をしています。

5 今後の展望と課題について

前項の事情により、拡張なり第3第4農園を開設したいと思っておりますが、いくつかの問題があります。

第一の問題として、本会は現地では実績があり近隣の地権者にはご理解をいただいておりますが、他の地区に広げるにはなかなか難しいものがあります。大事な土地を赤の他人にまかせてよいものかという素朴な心配から、地権者の耕作放棄地への意識の問題とかがあるように思われます。行政では放棄地やそれに対する地権者の考えに関するデータベースを作成していると伺っておりますので、なお一層の仲介の労をお願いしたいところです。

第二の問題として、整地に費用がかかる場合は一体だれが負担するのかということです。

第1農園は、非常に荒れていましたが重機をいれる必要はありませんでした。第2農園開設時も若干の樹木がありましたが、農業委員の大型トラクタで整地ができました。しかし、第2農園の拡張地については、地目は農地でも実際には雑木林で、重機を入れることになり、かなりの費用がかかりました。補助金もありましたが、相当額を負担するはめに陥りました。これを本会の会計で穴埋めするにあたり、既会員には各々の目的に何のメリットもなく、会費は既会員のために使うべきと相当の抵抗があったことは否めません。

実は、区画不足解消のために第1第2に挟まれた放棄地を斡旋され、地権者からも了承を得ていましたが、低地で周辺の雨水が流れ込むなど水はけが非常に悪く、それに対応した工事をするのにかなりの費用がかかります。半額補助を受けたとしても、残りを本会で負担する意味はどこにあるのが問題で、現在この話は進行していません。

費用がかかる整地に対しては、それを上乗せした使用料とすることも考えられますが、従来の区画と比べて利用において違いがないのに使用料に格差があることは、会の運営にはまことに不都合です。整地費用があまりかからない、或いは整地した状態で斡旋していただけるなどの考慮がない限り、今後放棄地を市民の手で利用していくことはむずかしいものと思われます。

また、助成に関しても、市ではいろいろなメニューを用意していますが、いずれもプロを相手としたもので、限度が半額補助です。農業が業として成り立たない現状ではその制度すらあまり利用されていないようです。本会では営業収入があるわけではありません。半額補助で残りの負担金を捻出する有効な手立てを有するわけではありません。農業という切り口だけでなく、環境保全や福祉、教育という観点からも捉えることにより、手厚い助成を期待するものです。

一方、農作業に興味をもつ市民が増えていることは否めませんし、その受け皿として耕作放棄地を、地権者だけのものではなく市民全体の財産として利用できたらと思っております。

参考

NPO法人設立認証申請添付書類 **設立趣旨書** より

(趣旨)

最近、農業についていろいろと問題がおきています。後継者がいないとか、安い輸入品のために産業として成り立たない、といった理由で、遊休地となってしまう農地が増えています。

一方では、安心安全な野菜を食べたい、作ってみたい、或いは、とにかく土に親しみたいと思ってみえる方も多くいらっしゃいます。

つまり、農地は、耕作者のものだけではなく、自然環境とか人の心の豊かさといった観点から見れば、地域にとっても、市民にとっても宝物なのです。その掛け替えのないものをいつまでも存在してほしいという想いを、市民の手でかなえてみたいと思うのです。

そしてそのスタイルは、人にも自然にもやさしいものであるべきです。それは、農薬や化学肥料で土地を酷使するのではなく、また、露地もの旬のものを身近な所から手に入れて口にするのは、余分な光熱や輸送といったエネルギーを使わない、地球という限りある存在にとっては“やさしい”ことだからなのです。

自分の手で育てた命から力をわけてもらうこと、生き物を育てる楽しさ、ものづくりのおもしろさ、大地に手を触れ身体をアースする心地よさには、お金ではかることのできない“すてき”があるのではないのでしょうか。

一方、耕作する人という切り口で考えるとき、団塊の世代が大量に退職する時代を迎え、そのエネルギーを使わずにおくことは、まさに人材という社会的財産“人財”を遊休資源として無駄にしてしまうこととなります。また障害者においても農作業に従事できるのにその機会を閉ざされていることがあればそれもまた遊休資源といえましょう。遊休を遊休のままに放置するのではなく、人としての生き甲斐や社会貢献等の創出を考え実践していくことは、これからの社会で大きな問題となることと思います。

これらの問題にたいして、法人化によってより広範な知恵とより多くの活力を集め、実践畑の管理運営を通して遊休農地の有効利用を考え、産業としてだけではない多面的な視点で農地に価値を見出し、さらには、これからの食のあり方や次代の農業、親土、地域づくり、人財の活用を目論み、かつ公共の利益をめざすことへの責任と誇りを自覚するものであります。

NPO法人設立認証申請添付書類 **定款** より

(目的)

この法人は、人と自然とまちを愛するすべての人々に対して、耕作を通して農地と人財の活用を考え実践する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。